

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月11日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社イソザキ 仲多度郡まんのう町四條748番地 第4
大規模小売店舗の名称及び所在地		リビズイソザキ丸亀店 丸亀市山北町字原窪23番地 外6 筆
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		名称 株式会社イソザキ 住所 仲多度郡まんのう町四條 748番地第4 代表者 代表取締役 磯崎 紀宏 氏名
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年10月30日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		2,010平方メートル
大規模小売店舗の施設の 配置に関する事項	駐車場の位置及び収容 台数	位置 図面3 建物配置図兼 各階平面図 参照 収容台数 49台 ※敷地内に従業員駐車場4台分を 確保します。
	駐輪場の位置及び収容 台数	位置 図面3 建物配置図兼 各階平面図 参照 収容台数 10台
	荷さばき施設の位置及び 面積	位置 図面3 建物配置図兼 各階平面図 参照 面積 70.7平方メートル
	廃棄物等の保管施設の 位置及び容量	位置 図面3 建物配置図兼 各階平面図 参照 容量 12.00立方メートル
大規模小売店舗の施設の 運営方法に関する事項	大規模小売店舗におい て小売業を行う者の開 店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時
	来客が駐車場を利用す ることができる時間帯	午前9時00分から午後9時30分まで
	駐車場の自動車の出入 口の数及び位置	位置 図面3 建物配置図兼 各階平面図 参照 箇所数 1箇所
	荷さばき施設において荷 さばきを行うことができ る時間帯	午前6時から午後10時まで

2. 届出年月日

平成28年2月29日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成28年3月11日から平成28年7月11日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年7月11日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ